

(仮称)置賜成年後見センターの機能

(1) 広報啓発機能

- ・相談窓口（一次相談窓口と二次相談窓口）の周知（各市町広報やチラシ等）
- ・制度及び権利擁護に関するチラシやパンフレットの作成
- ・研修会、講演会の企画、運営
- ・センター職員による講師派遣

(2) 相談機能

- ・主に二次相談窓口として、一次相談窓口(※)からの相談対応
- ・具体的な相談内容として
 - 首長申立てに関する相談（判断、手順等）
 - 本人や親族申立ての支援に関する相談
 - 判断が困難なケース等の支援方針検討 等 が想定される
- ・必要に応じて、センター職員や専門職（法律・福祉）の派遣を調整
- ・各市町への定期的な出張相談を実施

※一次相談窓口…

各市町単位で、その地域住民が成年後見制度等の権利擁護支援について相談する窓口のこと。原則として各市町の行政の福祉担当がその窓口となるが、各市町の状況によっては、社会福祉協議会や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等で担うことも想定される。

(3) 法人後見の受任

- ・親族を含め、適切な後見人等がない場合に、センターとして後見業務を受任（法人格を持つセンター業務受託機関が、センターの業務の一部として法人後見を受任することについて、特に問題ないことを令和2年9月2日山形家庭裁判所米沢支部との打合せにおいて確認）
- ・受任できる専門職の人材が少ない地域でも、専門性の高い後見人等が支援できる体制を目指す
- ・夜間及び休日についても後見人として適切に対応する

※成年後見制度利用支援事業との関係…

置賜圏域では、各市町で成年後見制度利用支援事業の内、後見人等報酬助成事業の整備状況に差があり、そのため低所得者等の報酬支払いが困難なケースにおいて、後見人等が選任されにくい状況がある。その場合、先進地事例同様に、委託料を原資として、センターが法人後見受任を可能にすることによって課題解消につながると考えられる（下線部がセンターとしての後見受任の第一意義）。但し、法人後見は低所得者対策が第一の目的では無いので、各市町で利用支援事業の整備は併行して進める必要がある。

（４）制度の利用促進機能

- ・親族又は本人による申立に係る支援（一次相談窓口等に対する必要な情報提供、助言等）
- ・首長申立に係る支援（必要な情報提供、助言、申立書類の作成支援等）
- ・裁判所の受理面接の同行、調査官調査の立会
- ・適切な候補者推薦のための調整（受任者調整会議等の運営）
- ・関係機関等及び専門職との連絡調整（福祉サービス利用援助事業との連携、総合相談窓口との連携、関係機関等との意見交換会等の実施）
- ・市民後見人の養成等

（５）後見人等への支援

- ・チームの形成及び会議の開催支援
- ・後見人等に対する総合支援

（６）地域連携ネットワーク機能

- ・各種会議の運営、事務局業務（※各種会議とは、専門職団体や家庭裁判所、権利擁護支援に携わる関係機関で構成されるネットワーク会議等を想定。）
- ・制度利用促進の検討や協議（地域における課題やニーズの把握、整理、対応強化のための体制整備）